

第78期 定時株主総会 招集ご通知

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
ここに当社第78期の決算の状況につきましてご報告申し上げます。

当社グループは、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」を経営理念とし、各事業分野において蓄積された専門知識と企画力を基に、お客様のニーズに合った付加価値の高い商品とサービスを提供することにより、豊かな社会づくりに貢献することを基本方針としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長兼
社長執行役員

中村 克久



○目次

| | | | |
|--|----|----------------------|----|
| <第78期定時株主総会招集ご通知>..... | 2 | 主要な事業内容..... | 23 |
| <株主総会参考書類>..... | 5 | 主要な事業所..... | 23 |
| 第1号議案 取締役10名選任の件 | | 従業員の状況..... | 23 |
| 第2号議案 監査役1名選任の件 | | 主要な借入先の状況..... | 24 |
| 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 | | 会社の現況 | |
| 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 | | 株式の状況..... | 24 |
| | | 会社役員の状況..... | 25 |
| | | 会計監査人の状況..... | 28 |
| | | 業務の適正を確保するための体制..... | 29 |
| <添付書類> | | 連結計算書類..... | 32 |
| 事業報告..... | 17 | 計算書類..... | 34 |
| 企業集団の現況 | | 監査報告..... | 36 |
| 当事業年度の事業の状況..... | 17 | | |
| 直前3事業年度の財産および損益の状況..... | 20 | | |
| 重要な子会社の状況..... | 21 | | |
| 対処すべき課題..... | 21 | | |

株主各位

証券コード 8085
2021年6月8日
札幌市中央区北一条西七丁目1番地
ナラサキ産業株式会社
代表取締役社長 中村 克久

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、本株主総会のご来場を控えていただき、極力、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。

なお、書面により事前の議決権行使をいただく場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

| | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号 ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「丹頂」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 第78期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、添付書類には記載していません。
- なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、今後の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) にてお知らせします。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
また、役員、係員は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
(当日、会場受付付近には、消毒液を配備いたします。)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月29日（火曜日）

午前10時（受付開始:午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

■議決権行使書記入例

議決権行使書

御中

株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX股

××××年××月××日

議決権の数 _____ XX株

議決権の数 _____ XX股

1. _____

2. _____

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役10名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 当社における現在の地位 | 出席回数 /取締役会 |
|-----------|-------------------------------------|-------------|---------------|
| 1 | 吉田 耕二 再任 | 代表取締役会長 | 14/14 |
| 2 | 中村 克久 再任 | 代表取締役社長 | 14/14 |
| 3 | 米谷 寿明 再任 | 取締役 | 14/14 |
| 4 | 每原 吉紀 再任 | 取締役 | 14/14 |
| 5 | 田中 誠至 再任 | 取締役 | 10/10 |
| 6 | 吉原 邦彦 再任 | 取締役 | 14/14 |
| 7 | 片貝 光延 再任 | 取締役 | 14/14 |
| 8 | 鈴木 修 再任 | 取締役 | 14/14 |
| 9 | 山本 昌平 再任 社外 独立 | 取締役 | 14/14 |
| 10 | 吉野 高 再任 社外 独立 | 取締役 | 14/14 |

候補者番号

1

よしだ こうじ
吉田 耕二

再任

生年月日

1954年7月2日

所有する当社の株式数

15,974株

在任年数（本総会終結時）

9年

取締役会出席状況

14/14回

候補者番号

2

なかむら かつひさ
中村 克久

再任

生年月日

1957年4月27日

所有する当社の株式数

23,174株

在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|------------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 1979年4月 | 三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 | 2008年6月 | 同社執行役員営業第2部長 |
| 2005年7月 | 同社営業第2部長 | 2010年6月 | 同社常務執行役員 |
| 2005年12月 | 同社営業第3部長 | 2012年6月 | 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員管理部門統括監査部、審査部担当 |
| 2006年6月 | 同社審査部長 | 2015年6月 | 当社代表取締役会長（現任） |

取締役候補者とした理由

当社代表取締役副社長および代表取締役会長を歴任し、優れた経営手腕を発揮しております。また、長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|----------------------------|---------|--------------------------------|
| 1980年4月 | 当社入社 | 2011年6月 | 当社取締役兼常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長 |
| 1998年4月 | 当社F A部長 | | |
| 2006年6月 | 当社執行役員F A部長 | 2012年6月 | 当社代表取締役社長兼社長執行役員 |
| 2009年4月 | 当社執行役員電機本部副本部長兼F A部長 | 2015年6月 | 当社代表取締役社長兼社長執行役員機械本部長 |
| 2010年4月 | 当社執行役員営業企画部長 | 2016年4月 | 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） |
| 2011年4月 | 当社常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長 | | |

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長として優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しております。また、入社以来、様々な事業部門に携わり、これらによって培われた専門的知識や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 3

よね や とし あき
米谷 寿明

再任

生年月日

1959年2月20日

所有する当社の株式数

19,174株

在任年数（本総会終結時）

11年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|--------------------------------------|---------|--|
| 1981年4月 | 株式会社北海道拓殖銀行入行 | 2015年6月 | 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部、監査部担当 |
| 1998年7月 | 当社入社 | | |
| 2003年4月 | 当社審査部長 | | |
| 2005年4月 | 当社審査・業務部長 | 2016年6月 | 当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部、安全環境部担当 |
| 2006年4月 | 当社経営企画部長 | | |
| 2006年6月 | 当社経営企画部長兼IR・広報部長 | 2018年6月 | 当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長 営業企画部担当 |
| 2008年6月 | 当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長 | 2020年6月 | 当社取締役兼常務執行役員CSR室長兼経営企画部長（現任） |
| 2010年6月 | 当社取締役兼執行役員北海道支社副支社長兼北海道総務部長 | | |
| 2012年6月 | 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部担当 | | |

取締役候補者とした理由

当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 4

まい はら よし のり
每原 吉紀

再任

生年月日

1959年3月1日

所有する当社の株式数

8,887株

在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|--------------------------------------|---------|---|
| 1981年4月 | 当社入社 | 2016年6月 | 当社取締役兼執行役員経理部長 監査部、審査部担当 |
| 2002年4月 | 当社経理部副部長 | | |
| 2003年4月 | 当社経理部長 | 2017年7月 | 当社取締役兼執行役員経理部長 人事部、審査部担当 |
| 2010年6月 | 当社執行役員経営企画部長兼IR・広報部長 | 2018年6月 | 当社取締役兼常務執行役員総務人事部兼IR・広報部長 監査部、経理部、審査部担当 |
| 2011年6月 | 当社取締役兼執行役員経営企画部長 経理部（経理、会計）担当 | 2020年6月 | 当社取締役兼常務執行役員総務人事部、IR・広報部、経理部担当（現任） |
| 2013年6月 | 当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部担当 | | |
| 2015年6月 | 当社取締役兼執行役員経理部長 CSR室、IR・広報部、総務部、審査部担当 | | |

取締役候補者とした理由

当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 5

た なか せい じ
田中 誠至

再任

生年月日

1963年7月4日

所有する当社の株式数

4,787株

在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

10/10回

候補者番号 6

よし はら くに ひこ
吉原 邦彦

再任

生年月日

1962年7月30日

所有する当社の株式数

7,487株

在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|------------------------------------|---------|---|
| 1986年4月 | 三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 | 2020年6月 | 当社取締役兼常務執行役員 監査部、審査部、営業企画部 担当（現任） |
| 2010年4月 | 同社営業開発部副部長 | 2021年6月 | 当社取締役兼常務執行役員 審査部、営業企画部担当（予定） |
| 2011年10月 | 同社営業第7部長 | | |
| 2013年6月 | 同社執行役員営業第4部長 | | |
| 2016年6月 | 当社常勤監査役 | | |

取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有し、当社常勤監査役として4年間の監査業務と管理部門各業務の担当役員を経験し、各事業に精通していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|--|---------|---|
| 1985年4月 | 当社入社 | 2019年6月 | 当社取締役兼常務執行役員 電機本部長兼海外事業 推進部長 F A部担当 |
| 2010年4月 | 当社機器一部副部長 | | |
| 2012年4月 | 当社機器一部長 | | |
| 2015年4月 | 当社北海道電機部長 | 2020年6月 | 当社取締役兼常務執行役員 電機本部長（現任） |
| 2018年6月 | 当社執行役員北海道支社副 支社長兼電機本部副本部長 兼北海道電機部長 | | |
| 2019年4月 | 当社執行役員電機本部副本部長 兼海外事業推進部長 | | |

取締役候補者とした理由

当社電機本部長として電機関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

7

かたがい みつ のぶ
片貝 光延

再任

生年月日

1962年4月10日

所有する当社の株式数

4,287株

在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|-------------------------|---------|---------------------------|
| 1986年4月 | 当社入社 | 2019年6月 | 当社取締役兼常務執行役員機械本部長 建設機械部担当 |
| 2010年4月 | 当社F A部長 | | |
| 2011年4月 | 当社F A部長兼海外事業推進部長 | 2021年4月 | 当社取締役兼常務執行役員機械本部長（現任） |
| 2013年6月 | 当社電機本部副本部長兼海外事業推進部長 | | |
| 2015年6月 | 当社執行役員電機本部副本部長兼海外事業推進部長 | | |
| 2016年4月 | 当社執行役員機械本部長 | | |

取締役候補者とした理由

当社機械本部長として機械関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

8

すず き おさむ
鈴木 修

再任

生年月日

1965年1月1日

所有する当社の株式数

4,267株

在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|---------|---------------------------|---------|-----------------------------|
| 1988年4月 | 当社入社 | 2019年6月 | 当社取締役兼執行役員建材・エネルギー本部長兼建材部長 |
| 2012年4月 | 当社北海道建材部副部長 | | |
| 2015年4月 | 当社建材部長 | 2021年4月 | 当社取締役兼執行役員建設・エネルギー本部長（現任） |
| 2017年4月 | 当社建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長 | 2021年6月 | 当社取締役兼常務執行役員建設・エネルギー本部長（予定） |
| 2018年6月 | 当社執行役員建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長 | | |

取締役候補者とした理由

当社建設・エネルギー本部長として建設・エネルギー関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 9

やまもと しょうへい
山本 昌平

再任

社外

独立

生年月日

1962年12月31日

所有する当社の株式数

1,937株

在任年数（本総会終結時）

7年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

| | | | |
|----------|--|----------|----------------------------|
| 1998年 4月 | 東京弁護士会弁護士登録 柳瀬法律事務所（現 丸の内中央法律事務所）入所 | 2015年 4月 | 丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士（現任） |
| 1998年 5月 | 株式会社メガハウス監査 役（非常勤）（現任） | 2015年 6月 | 三信電気株式会社社外監査 役（現任） |
| 2008年 6月 | 株式会社バンダイ社外監 査役（現任） | | |
| 2009年 6月 | トーイン株式会社社外監 査役（現任） | | |
| 2014年 6月 | 当社社外取締役（現任） | | |

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

当社は、山本昌平氏が所属する丸の内中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号 10

よしの
吉野 たかし
高

再任

社外

独立

生年月日

1957年8月12日

所有する当社の株式数

928株

在任年数（本總會終結時）

5年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 東京弁護士会弁護士登録

小林清巳法律事務所入所

1998年 6月 吉野高法律事務所代表（現任）

2016年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行い、客観的・中立的な立場で社外取締役としての役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)
3. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定であります。なお、本保険契約は2021年7月に更新予定であります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の範囲

当社および当社の主要子会社の取締役・監査役

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の職務執行に起因して、株主代表訴訟や会社訴訟等で損害賠償請求を提起されたことによつて被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）について填補するものです。

③被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額会社負担としており、被保険者の負担はありません。

第2号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山崎洋幸氏および湯尻淳也氏は任期満了となります。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を1名減員の3名体制とし、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次の通りであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

ゆじり じゅんや
湯尻 淳也

再任

社外

独立

生年月日

1968年7月17日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

13年

取締役会出席状況

14/14回

監査役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1996年4月 東京弁護士会弁護士登録
小野孝男法律事務所（現
弁護士法人小野総合法律
事務所）入所

2005年1月 同所パートナー弁護士（現任）

2008年6月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、社外監査役として適任と判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 湯尻淳也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、湯尻淳也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、湯尻淳也氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、湯尻淳也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。湯尻淳也氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、湯尻淳也氏は同保険の被保険者となる予定です。なお、本保険契約は2021年7月に更新予定であります。その契約の内容の概要は、11頁に記載のとおりです。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

はしもと あきお
橋本 昭夫

社外

生年月日

1943年2月28日

所有する当社の株式数

一株

略歴（重要な兼職の状況）

1969年4月 日本弁護士連合会弁護士登録
1972年1月 橋本昭夫法律事務所
（現 橋本・大川合同法律事務所） 所長（現任）
1995年8月 空知炭礦株式会社取締役社長（現任）

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本昭夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 橋本昭夫氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、橋本昭夫氏が社外監査役に就任した場合は、同保険の被保険者となる予定です。なお、本保険契約は2021年7月に更新予定であります。その契約の内容の概要は、11頁に記載のとおりです。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の額は2014年6月27日開催の第71期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年3万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月9日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

ご参考 コーポレートガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」という経営理念の下、会社の持続的成長と更なる企業価値の向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることを基本方針としています。

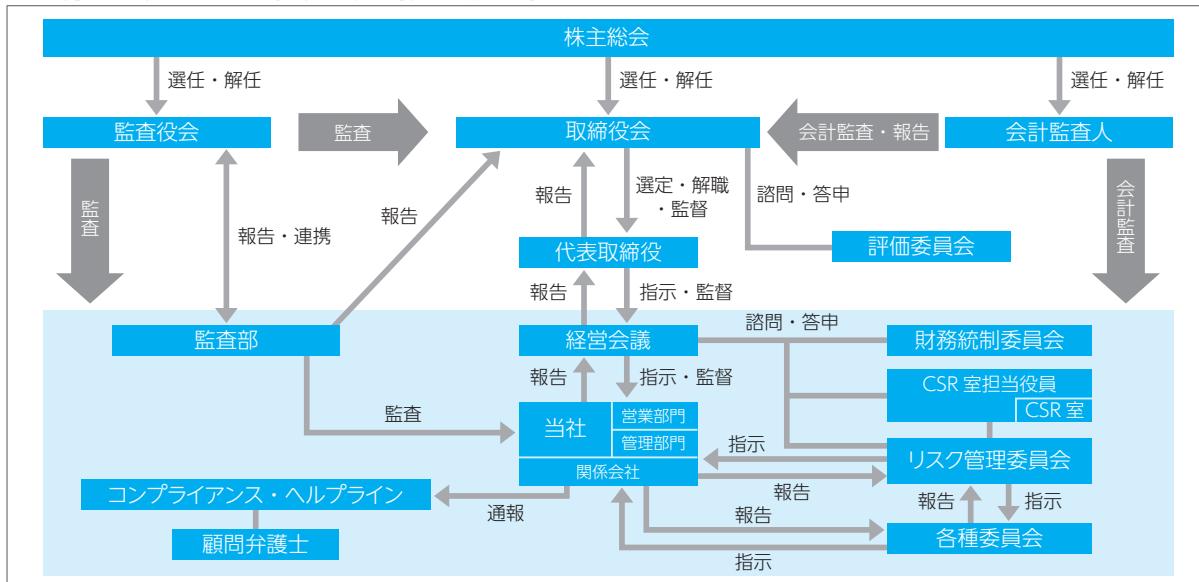
すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築することで、企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。

企業統治の体制

当社は執行役員制度を採用しております。取締役は会長・社長・副社長以外の役職を設けず、役割により執行役員を兼務し、執行役員は社長・副社長・専務・常務の階層を設けております。

経営機能の役割分担と権限の明確化により意思決定が迅速に行われ、業務執行機能の強化につながっております。また、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、独立役員である社外取締役2名を選任しております。

当社は監査役制度を採用しており、独立役員である社外監査役2名は高い専門的知識と経験から監査を行い、経営の監督強化と透明性確保に努めております。



以上

[添付書類] 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、景気が急速に悪化し、厳しい状況で推移しました。段階的な経済活動の再開により持ち直しの動きが見られたものの、感染の収束時期が依然として見通せない状況にあり、また感染再拡大による経済活動の抑制も懸念されるなど、先行きの不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、半導体需要の拡大に伴う設備投資が順調に推移したものの、感染拡大の影響が建設関連投資や貨物輸送など各方面に及びました。

このような状況の中、当社グループでは、テレワークや時差出勤をはじめとした感染拡大防止対策を講じながら、持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、中期経営計画の基本方針に基づきグループ総合力の発揮、財務体質の改善等に取り組んでまいりました。

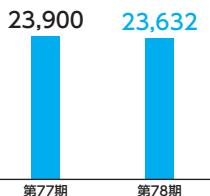
以上の結果、当連結会計年度の売上高は871億68百万円（前年度比11.7%減）、営業利益は18億83百万円（前年度比20.2%減）、経常利益は19億円（前年度比21.7%減）、特別利益に固定資産売却益3億21百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は14億72百万円（前年度比7.7%減）となりました。

| | 第77期 | 第78期 | 前年度比 | |
|-----------------|----------|----------|----------|--------|
| | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | 増減率 |
| 売上高 | 98,697 | 87,168 | 11,529減 | 11.7%減 |
| 営業利益 | 2,359 | 1,883 | 476減 | 20.2%減 |
| 経常利益 | 2,427 | 1,900 | 526減 | 21.7%減 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,594 | 1,472 | 122減 | 7.7%減 |

セグメント別の概況は、以下のとおりであります。

電機関連事業

売上高 (単位：百万円)



電機関連事業では、生産設備関連は年度を通じて半導体関連の設備投資が活況であったことから、レーザ加工機等の販売が好調に推移しました。一方、建築設備関連は年度後半から回復傾向となりましたが、年度前半における需要低迷が影響し、制御機器等の販売が減少しました。

以上の結果、売上高は236億32百万円（前年度比1.1%減）、セグメント利益は8億95百万円（前年度比23.2%減）となりました。

機械関連事業

売上高 (単位：百万円)

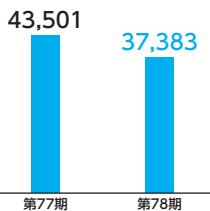


機械関連事業では、農業施設関連は物件の受渡しが順調に推移しましたが、産業機械関連において先行き不透明感から設備投資計画の中止や延期が相次いだことが大きく影響し、低調な推移となりました。

以上の結果、売上高は74億95百万円（前年度比24.8%減）、セグメント損失8百万円（前年度はセグメント利益40百万円）となりました。

建材・燃料関連事業

売上高 (単位：百万円)



建材関連事業では、道路・橋梁関連資材の受渡しや北海道新幹線関連工事における資材販売が順調に推移しましたが、首都圏等における民間建築需要が回復せず、建築関連資材は低調に推移しました。燃料関連事業では、ガソリン販売量が需要低迷等により前年を下回りましたが、潤滑油・灯油・海上燃料等の拡販に取り組んだ結果、収益面は堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は373億83百万円（前年度比14.1%減）、セグメント利益は6億52百万円（前年度比18.5%減）となりました。

海運関連事業

売上高 (単位：百万円)



海運関連事業では、連結子会社のナラサキスタックス株式会社において、鋼材・石炭をはじめとして国内外の貨物取扱量が大幅に減少し、特に年度前半は苦戦しましたが、外注費や諸経費の圧縮により収益確保に努めました。

以上の結果、売上高は147億40百万円（前年度比10.1%減）、セグメント利益は2億24百万円（前年度比14.8%増）となりました。

建設機械関連事業

売上高 (単位：百万円)



建設機械関連事業では、設備投資の中止や延期が相次ぎましたが、期末に向けてコンクリート関連機械の販売が伸長するとともに、道路関連機械の販売が順調に推移しました。

以上の結果、売上高は39億16百万円（前年度比20.6%減）、セグメント利益は1億32百万円（前年度比20.4%減）となりました。

- (注) 1. 上記売上高は、外部顧客に対するものであります。
2. 上記セグメント利益またはセグメント損失は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

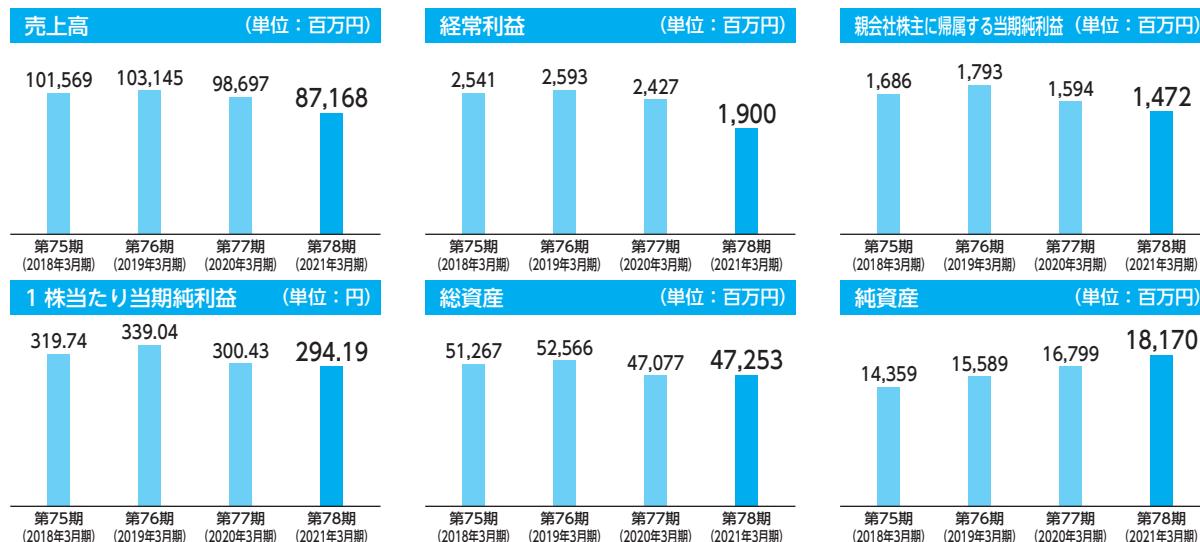
② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資について、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



| | | 第75期 (2018年3月期) | 第76期 (2019年3月期) | 第77期 (2020年3月期) | 第78期 (当連結会計年度) (2021年3月期) |
|---------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 | (百万円) | 101,596 | 103,145 | 98,697 | 87,168 |
| 経常利益 | (百万円) | 2,541 | 2,593 | 2,427 | 1,900 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (百万円) | 1,686 | 1,793 | 1,594 | 1,472 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 319.74 | 339.04 | 300.43 | 294.19 |
| 総資産 | (百万円) | 51,267 | 52,566 | 47,077 | 47,253 |
| 純資産 | (百万円) | 14,359 | 15,589 | 16,799 | 18,170 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第75期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第76期連結会計年度の期首から適用しており第75期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---------------|--------------|-------------|---------|
| ナラサキスタックス株式会社 | 421 | 90.2 | 海陸一貫輸送 |
| ナラサキ石油株式会社 | 130 | 91.7 | 石油類の販売 |

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、段階的な経済活動の再開により持ち直しているものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期が依然として見通せない状況にあり、また感染再拡大により経済活動が再び抑制されることも懸念されております。

当社グループを取り巻く事業環境は、そうした状況による業績面への影響が懸念される場所ではありますが、コロナ禍に伴う新たな生活様式の定着やDXの進展によるデジタルシフトの加速などにより、劇的に変化していくものと思われれます。事業環境の変化に適切に対応するとともに、AI・IoT等のデジタル先端技術を駆使したスマート化投資、環境・省エネ関連投資、防災・減災や国土強靱化に向けた公共投資など、当社グループとして社会にお役立ちできる機会、景気回復を実現する材料が数多くあるものと見込んでおります。

先々を見通すことが大変困難な状況ではありますが、顧客のニーズをしっかりと捉え、今できること、今やらなければならないことを確実に実践することが重要であると考えております。

当社グループは、下記の項目を経営課題および事業戦略として認識し、その取り組みを通じて「持続的成長」の実現と「企業価値」の向上を目指すとともに、「経営の透明性・公正性・健全性」の更なる充実を図ってまいります。

① 成長戦略推進と競争力強化

イ. 事業セグメント間の連携強化とグループ総合力の発揮

当社グループの事業領域は極めて広範囲で、事業内容も多岐に渡っており、各事業セグメント間での情報共有化を推進し、連携・協業体制を一層強めることにより、グループとしての総合力を発揮し、更なる収益拡大に努めてまいります。

ロ. コア事業の強化と新事業・新分野の創出

当社グループでは、電機・機械、建設・エネルギー、海運の4セグメントをコア事業と位置付け、販売戦略・地域戦略を機動的に見直すとともに、事業領域の「選択と集中」、高品質サービスの提供による差別化・高付加価値化を推進することにより、収益力向上に努めてまいります。また、環境・エネルギー分野ならびに先端技術分野に関しましては、当社グループの特性を活かして新たなビジネスに積極的に取り組み、将来の中核事業への育成を目指してまいり

ます。

ハ. COVID-19への対応と激変する事業環境への適応

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みを徹底するとともに、事業環境の変化に適応し、データやデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズに基づく製品・サービスの提供やビジネスモデルの変革を進めてまいります。

② 経営基盤の強化

イ. 財務基盤の強化とキャッシュフロー経営の徹底

グループとしての収益力の向上と資金の効率的運用を通じて、営業活動によるキャッシュフローの増加を図るとともに、有利子負債を削減するなどによりまして、財務体質の改善に取り組んでまいります。また、成長分野や高収益分野に対して経営資源を積極的に投下してまいります。

ロ. 人材の確保・育成、働き方改革

年齢バランスや技術承継のために安定採用を基本とし、セグメント毎の事業戦略に基づき人材の適正配置に努めてまいります。また、社員の人格・個性・多様性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、メリハリある働き方を通じて、社員が豊かで充実した生活を実現するための取り組みを今後も継続してまいります。

ハ. コンプライアンスの徹底

グループ行動規範の遵守徹底と社員教育によるコンプライアンス意識の定着化を図ってまいります。また、法令違反の発生を未然に防止するための監視・牽制機能を整備することにより、コンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

ニ. コーポレートガバナンスの充実

当社は、会社の持続的成長と更なる企業価値向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレートガバナンスの一層の充実に努めてまいります。また、様々なリスクを適切にコントロールするためのリスク管理体制を整備してまいります。

ホ. ESGへの取り組み強化

事業活動においては常に環境への影響に配慮しつつ、持続可能な社会の発展を実現するために、汚染予防ならびに環境保全・保護に主体的に取り組んでまいります。また、地域社会との交流を通じてよりよい社会の実現に努めてまいります。加えて、地域の活性化などの社会的課題の解決に向けて、貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|-----------|---|
| 電機関連事業 | 配電制御機器、回転機器、F A 機器等の販売 空調・冷凍・冷蔵設備、電気設備、昇降機設備の販売 レーザ加工機、電子ビーム加工機、放電加工機の販売 セラミックス、エンジニアリングプラスチック加工品の販売 |
| 機械関連事業 | 農業施設、産業機械、環境エネルギー関連機械ならびにそれらの設備・プラント等の販売 |
| 建材・燃料関連事業 | セメント、生コンクリート、建築資材、土木資材、環境関連資材、輸入資材等の販売 石油製品、LPガス、アスファルトの販売、ENEOSでんき代理店 |
| 海運関連事業 | 港湾運送、倉庫、内航運送、外航不定期航路、通関、海運代理店、航空運送代理店、一般貨物自動車運送、海運仲立 |
| 建設機械関連事業 | 道路切削舗装機械、コンクリートポンプ車、ロータリ除雪車、その他建設機械の販売 |

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

| 会社名 | 名称 | 所在地 |
|---------------|----------------|---|
| 当社 | 本社 支社 支店 | 東京都中央区 北海道札幌市 北海道旭川市、北海道帯広市、宮城県仙台市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市 |
| ナラサキスタックス株式会社 | 本社 東京支社 | 北海道苫小牧市 東京都中央区 |
| ナラサキ石油株式会社 | 本社 | 北海道札幌市 |

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 (名) | 前期末比増減 |
|-----------|----------|--------|
| 電機関連事業 | 183 | 6名増 |
| 機械関連事業 | 66 | 4名減 |
| 建材・燃料関連事業 | 147 | 5名増 |
| 海運関連事業 | 239 | 増減なし |
| 建設機械関連事業 | 13 | 1名減 |
| 全社 (共通) | 90 | 2名増 |
| 合計 | 738 | 8名増 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 420名 | 6名増 | 42.2歳 | 16.2年 |

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 760 |
| 株式会社北洋銀行 | 715 |
| 株式会社北海道銀行 | 243 |

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,325,600株 |
| ③ 株主数 | 1,816名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株主名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|----------|----------|
| 三菱電機株式会社 | 419 | 8.36 |
| STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 | 290 | 5.78 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 231 | 4.61 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 200 | 3.98 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 162 | 3.23 |
| ナラサキ産業社員持株会 | 147 | 2.93 |
| 株式会社北洋銀行 | 143 | 2.86 |
| 極東開発工業株式会社 | 141 | 2.82 |
| 光通信株式会社 | 125 | 2.50 |
| 住友大阪セメント株式会社 | 109 | 2.17 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を311,778株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------------|-----------|--|
| 代表取締役会長 | 吉 田 耕 二 | |
| 代表取締役社長兼社長執行役員 | 中 村 克 久 | |
| 取締役兼常務執行役員 | 田 中 誠 至 | 監査部、審査部、営業企画部担当 |
| 取締役兼常務執行役員 | 米 谷 寿 明 | C S R室長 兼 経営企画部長 |
| 取締役兼常務執行役員 | 毎 原 吉 紀 | 総務人事部、I R・広報部、経理部担当 |
| 取締役兼常務執行役員 | 吉 原 邦 彦 | 電機本部長 |
| 取締役兼常務執行役員 | 片 貝 光 延 | 機械本部長 建設機械部担当 |
| 取締役兼執行役員 | 鈴 木 修 | 建材・エネルギー本部長 兼 建材部長 |
| 取締役 | 山 本 昌 平 | 丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 株式会社バンダイ 社外監査役 株式会社メガハウス 監査役 (非常勤) トーイン株式会社 社外監査役 三信電気株式会社 社外監査役 |
| 取締役 | 吉 野 高 | 吉野高法律事務所 代表 |
| 常勤監査役 | 長 谷 川 昌 史 | |
| 常勤監査役 | 山 崎 洋 幸 | |
| 監査役 | 湯 尻 淳 也 | 弁護士法人小野総合法律事務所 パートナー弁護士 |
| 監査役 | 大 瀧 敦 子 | 石本哲敏法律事務所 パートナー弁護士 株式会社JMホールディングス 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役山本昌平氏および取締役吉野 高氏は、社外取締役であります。
2. 監査役湯尻淳也氏および監査役大瀧敦子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山本昌平氏、取締役吉野 高氏ならびに、監査役湯尻淳也氏、監査役大瀧敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区分 | 員数 (名) | 報酬等の額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | |
|------------------|--------|-------------|------------------|--------|
| | | | 固定報酬 | 業績連動報酬 |
| 取締役 (うち社外取締役) | 10 (2) | 264 (9) | 224 (9) | 39 |
| 監査役 (うち社外監査役) | 6 (3) | 29 (4) | 29 (4) | 0 |
| 合計 | 16 | 294 | 254 | 39 |

- (注) 1. 2014年6月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内、監査役の報酬額を年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の監査役の員数が相違しておりますのは、2020年6月26日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名が含まれているためであります。
3. 業績連動報酬に係る指標は、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を選択しております。業績指標として、当該指標を選定した理由といたしましては、本業の事業活動により得た利益を示すものとして代表的な業績指標であり、業務執行の成果を測る指標として最も合理的であると考えためであります。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は①(1)①事業の経過および成果に記載の通りです。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）について、取締役会の諮問機関である評価委員会で審議し、その内容を2021年2月9日開催の取締役会において決議しております。

ロ. 基本方針

取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、長期的な価値向上に資する報酬体系と、優秀な人材の確保が可能な水準とすることを基本方針としております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・ 取締役の報酬については、定額の月額報酬とし、役位と職務内容に基づく固定報酬と業績連動報酬により構成しております。
- ・ 業績連動報酬に係る指標は、当社の収益性を示す数値である連結営業利益を選択しております。
- ・ 業績連動報酬の算定においては、当該指標を用いた全社業績、部門業績、中期経営計画の達成状況評価に加えて、定性的評価を総合的に勘案し決定しております。
- ・ 業績連動報酬の固定報酬に対する割合は概ね3割程度としております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、評価委員会からの答申を受けて議論を行い、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本昌平氏は、丸の内中央法律事務所パートナー弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。また、株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社の社外監査役、株式会社メガハウスの監査役（非常勤）を兼務しております。当社と株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社、株式会社メガハウスとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉野 高氏は、吉野高法律事務所代表であります。当社と吉野高法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役湯尻淳也氏は、弁護士法人小野総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と弁護士法人小野総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大瀧敦子氏は、石本哲敏法律事務所パートナー弁護士であります。当社と石本哲敏法律事務所との間には特別の関係はありません。また、株式会社JMホールディングスの社外取締役を兼務しておりますが、当社と株式会社JMホールディングスとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 活動状況 |
|-----|------|---|
| 取締役 | 山本昌平 | 当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 吉野 高 | 当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場で社外取締役としての適切な役割を果たしております。 |

| 地位 | 氏名 | 活動状況 |
|-----|------|---|
| 監査役 | 湯尻淳也 | 当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席し、監査役会全15回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 大瀧敦子 | 2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会全10回のうち全て（100％）に出席し、監査役会全10回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

八、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2020年6月26日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

| | 報酬等の額（百万円） |
|--------------------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 36 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

【業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ナラサキ産業グループは、グループ行動規範に基づき公正な企業活動を展開し、コンプライアンスを徹底するための規程類の整備や体制を構築しております。

独立社外取締役および独立社外監査役が取締役会に出席することにより、業務執行の決定における客観性および妥当性の確保を図っております。

代表取締役社長を最高責任者とするリスク管理推進体制を構築しており、各部署の内部管理責任者を通して報告されたコンプライアンスをはじめとする、あらゆるリスク情報は、毎月定期的に開催されるリスク管理委員会において審議し問題点の把握と対策に努めており、その結果は適宜経営会議に報告されております。グループ行動規範および企業倫理事例集を使用して、内部管理責任者研修および各階層別研修において教育を実施し、法令および定款の遵守を徹底しております。法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、弁護士と連携した内部通報制度を構築しており、通報を受けた場合の調査および報告体制を整備しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報および文書の取扱いは、当社社内規程および取扱要領等に従い、適切に保存および管理し、取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとなっております。総務人事部担当取締役が管理責任者となり、文書等保存状況を定期的に検証し、必要に応じて各規程等を見直しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し経営への影響を最小限に抑える体制を構築することにより、企業の社会的責任を果たし、当社グループの企業価値を高めることを目的として、リスク管理規程に基づきリスク管理推進体制を構築しております。あらゆるリスク情報を収集・審議する機関として、リスク管理委員会を設置するとともに、その傘下に部門横断的な全社リスクに対応する各種委員会を設置しております。事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに内部管理責任者に連絡し現場での緊急対応を行うとともに、CSR室に情報が集約され、重要性に応じて緊急事態対策本部が設置される体制となっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度事業計画は、中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて定めた目標をもとに作成し、目標達成の進捗状況は、経営会議において定期的に報告しております。職務の執行については、取締役会規程および職務権限規程に基づく意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の会議を開催し、経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議ならびに報告を通して情報の共有化を図っております。関係会社運営規程に基づき、子会社の業務が適正かつ効率的に行われ、子会社を担当する当社取締役は、業績目標達成状況の把握とともに、リスク管理状況を把握して経営会議に報告しております。

子会社においても各部署の内部管理責任者から、コンプライアンスをはじめとする、あらゆるリスク情報が報告され問題点の把握と対策に努めており、その結果は、親会社である当社に報告される体制となっております。コンプライアンスおよびリスク管理等に関して、当社および子会社の委員会が連携し、当社グループの内部統制強化を図っております。

子会社における内部通報制度は、独自の内部通報体制のほか、弁護士および当社への通報体制も構築しております。

当社および子会社において、親会社監査部の定期的監査を行い、その結果を取締役に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の業務を補助する従業員を置くこととしております。

⑦ 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員の人事等については、取締役からの独立性確保のため、監査役からの意見を徴した上で決定しております。

⑧ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会および経営会議において、取締役会付議案件に関連する事項および経営会議付議案件に関連する事項について報告しております。当社ならびに子会社の取締役および従業員は、次のとおり報告および情報提供を行います。イ. 経営状況として重要な事項 ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ハ. 内部統制システムに関わる部署および委員会の活動状況 ニ. 内部監査の活動状況 ホ. 重要な会計基準の変更 ヘ. 内部通報制度による通報状況および内容

監査役は、グループ監査役会を開催し、子会社監査役と連携することにより情報の把握に努め、監査の実効性を高めております。

監査役が当社ならびに子会社の取締役および従業員に報告を求めた場合は、速やかに報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取扱いをしないものとします。

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務を適切に処理します。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高めるため、監査役会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制規程」および内部統制を整備・運用・評価するための実施要領に基づき、適正かつ有効な内部統制システムを構築しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

上記に掲げた体制整備の基本方針に基づき、諸施策を着実に実行しております。リスク管理体制の整備を中期経営計画のCSR戦略テーマに掲げ、グループの体制整備に取り組んでおります。また、社員研修等においてコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めております。反社会的勢力排除の取り組みに関しては、社内ルールに基づき徹底を図っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを基本としております。

中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき60円とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考) 第77期 2020年3月31日現在 | 第78期 2021年3月31日現在 | 科目 | (ご参考) 第77期 2020年3月31日現在 | 第78期 2021年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------------|----------------------|-----------------|----------------------------|----------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 流動資産 | 32,427 | 32,325 | 流動負債 | 24,766 | 23,804 |
| 現金及び預金 | 10,445 | 11,268 | 支払手形及び買掛金 | 20,386 | 13,725 |
| 受取手形及び売掛金 | 16,345 | 15,610 | 電子記録債務 | — | 6,283 |
| 電子記録債権 | 3,016 | 2,737 | 短期借入金 | 1,380 | 1,350 |
| 商品及び製品 | 944 | 647 | 1年内返済予定の長期借入金 | 485 | 343 |
| 原材料及び貯蔵品 | 39 | 39 | リース債務 | 227 | 197 |
| その他 | 1,646 | 2,027 | 未払法人税等 | 336 | 404 |
| 貸倒引当金 | △10 | △6 | 賞与引当金 | 411 | 389 |
| | | | 工事損失引当金 | 26 | — |
| | | | その他 | 1,513 | 1,110 |
| 固定資産 | 14,650 | 14,927 | 固定負債 | 5,511 | 5,277 |
| 有形固定資産 | 9,672 | 8,901 | 長期借入金 | 1,005 | 707 |
| 建物及び構築物 | 1,098 | 1,036 | 長期未払金 | 2,061 | 1,869 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,294 | 2,376 | リース債務 | 645 | 738 |
| 土地 | 5,337 | 4,605 | 特別修繕引当金 | 61 | 66 |
| リース資産 | 769 | 856 | 退職給付に係る負債 | 1,295 | 1,215 |
| その他 | 173 | 26 | その他 | 441 | 679 |
| 無形固定資産 | 209 | 179 | 負債合計 | 30,278 | 29,082 |
| 投資その他の資産 | 4,768 | 5,847 | (純資産の部) | | |
| 投資有価証券 | 2,589 | 3,489 | 株主資本 | 15,937 | 16,347 |
| 繰延税金資産 | 504 | 318 | 資本金 | 2,354 | 2,354 |
| 退職給付に係る資産 | 856 | 1,195 | 資本剰余金 | 1,288 | 1,288 |
| その他 | 839 | 852 | 利益剰余金 | 12,307 | 13,461 |
| 貸倒引当金 | △21 | △8 | 自己株式 | △12 | △757 |
| 資産合計 | 47,077 | 47,253 | その他の包括利益累計額 | 460 | 1,395 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 452 | 1,082 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | △0 | 2 |
| | | | 退職給付に係る調整累計額 | 7 | 310 |
| | | | 非支配株主持分 | 401 | 428 |
| | | | 純資産合計 | 16,799 | 18,170 |
| | | | 負債・純資産合計 | 47,077 | 47,253 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考)第77期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで | 第78期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで |
|-----------------|--|-------------------------------------|
| 売上高 | 98,697 | 87,168 |
| 売上原価 | 88,597 | 77,652 |
| 売上総利益 | 10,100 | 9,515 |
| 販売費及び一般管理費 | 7,741 | 7,632 |
| 営業利益 | 2,359 | 1,883 |
| 営業外収益 | 181 | 123 |
| 受取利息 | 7 | 7 |
| 受取配当金 | 63 | 56 |
| 持分法投資利益 | 5 | 14 |
| 受取賃貸料 | 56 | 22 |
| 違約金収入 | 19 | — |
| その他 | 29 | 23 |
| 営業外費用 | 112 | 105 |
| 支払利息 | 71 | 67 |
| 固定資産賃貸費用 | 18 | 10 |
| その他 | 22 | 27 |
| 経常利益 | 2,427 | 1,900 |
| 特別利益 | 15 | 347 |
| 固定資産売却益 | 11 | 321 |
| 投資有価証券売却益 | 3 | 25 |
| 特別損失 | 44 | 22 |
| 固定資産処分損 | 3 | 0 |
| 減損損失 | — | 8 |
| 投資有価証券評価損 | 40 | 13 |
| 投資有価証券売却損 | 0 | 0 |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,398 | 2,225 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 703 | 706 |
| 法人税等調整額 | 76 | 17 |
| 法人税等合計 | 779 | 724 |
| 当期純利益 | 1,618 | 1,501 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 24 | 28 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,594 | 1,472 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考)第77期 2020年3月31日現在 | 第78期 2021年3月31日現在 | 科目 | (ご参考)第77期 2020年3月31日現在 | 第78期 2021年3月31日現在 |
|-----------------|---------------------------|----------------------|-----------------|---------------------------|----------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 流動資産 | 28,582 | 28,276 | 流動負債 | 20,274 | 19,272 |
| 現金及び預金 | 8,246 | 9,093 | 支払手形 | 5,130 | 2,387 |
| 受取手形 | 2,738 | 2,622 | 電子記録債務 | — | 6,283 |
| 電子記録債権 | 3,016 | 2,737 | 買掛金 | 13,093 | 9,152 |
| 売掛金 | 12,412 | 11,639 | 短期借入金 | 80 | 50 |
| 商品及び製品 | 849 | 548 | 1年内返済予定の長期借入金 | 239 | 259 |
| 前渡金 | 846 | 1,179 | リース債務 | 64 | 21 |
| 前払費用 | 90 | 85 | 未払金 | 5 | 7 |
| 未収入金 | 380 | 364 | 未払費用 | 135 | 136 |
| その他 | 8 | 10 | 未払法人税等 | 279 | 280 |
| 貸倒引当金 | △8 | △5 | 未払消費税等 | 204 | 68 |
| 固定資産 | 6,156 | 6,079 | 前受金 | 696 | 326 |
| 有形固定資産 | 1,843 | 1,012 | 預り金 | 41 | 36 |
| 建物 | 180 | 163 | 前受収益 | 0 | 0 |
| 構築物 | 45 | 40 | 賞与引当金 | 273 | 258 |
| 機械及び装置 | 4 | 2 | 工事損失引当金 | 26 | — |
| 器具及び備品 | 6 | 5 | その他 | 13 | 2 |
| 土地 | 1,561 | 765 | 固定負債 | 1,440 | 1,356 |
| リース資産 | 44 | 34 | 長期借入金 | 506 | 292 |
| 無形固定資産 | 186 | 158 | リース債務 | 47 | 36 |
| 電話加入権 | 16 | 16 | 退職給付引当金 | 424 | 411 |
| ソフトウェア | 44 | 37 | 繰延税金負債 | — | 137 |
| リース資産 | 125 | 104 | その他 | 462 | 479 |
| 投資その他の資産 | 4,127 | 4,908 | 負債合計 | 21,714 | 20,628 |
| 投資有価証券 | 1,597 | 2,466 | (純資産の部) | | |
| 関係会社株式 | 795 | 795 | 株主資本 | 12,583 | 12,689 |
| 出資金 | 1 | 0 | 資本金 | 2,354 | 2,354 |
| 破産更生債権等 | 17 | 2 | 資本剰余金 | 1,288 | 1,288 |
| 長期前払費用 | 3 | 1 | 資本準備金 | 619 | 619 |
| 差入保証金 | 515 | 508 | その他資本剰余金 | 668 | 668 |
| 繰延税金資産 | 135 | — | 利益剰余金 | 8,953 | 9,804 |
| 前払年金費用 | 873 | 887 | その他利益剰余金 | 8,953 | 9,804 |
| その他 | 202 | 248 | 繰越利益剰余金 | 8,953 | 9,804 |
| 貸倒引当金 | △15 | △2 | 自己株式 | △12 | △757 |
| 資産合計 | 34,739 | 34,355 | 評価・換算差額等 | 441 | 1,036 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 441 | 1,036 |
| | | | 純資産合計 | 13,025 | 13,726 |
| | | | 負債・純資産合計 | 34,739 | 34,355 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考)第77期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで | 第78期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 売上高 | 80,788 | 70,949 |
| 売上原価 | 73,744 | 64,376 |
| 売上総利益 | 7,044 | 6,573 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,115 | 5,147 |
| 営業利益 | 1,928 | 1,425 |
| 営業外収益 | 194 | 120 |
| 受取利息 | 7 | 6 |
| 受取配当金 | 106 | 92 |
| 受取賃貸料 | 44 | 10 |
| その他 | 36 | 10 |
| 営業外費用 | 57 | 53 |
| 支払利息 | 20 | 18 |
| 売上割引 | 7 | 6 |
| 固定資産賃貸費用 | 17 | 9 |
| その他 | 11 | 18 |
| 経常利益 | 2,065 | 1,492 |
| 特別利益 | 1 | 246 |
| 固定資産売却益 | 0 | 246 |
| 投資有価証券売却益 | 1 | 0 |
| 特別損失 | 11 | 0 |
| 固定資産処分損 | 0 | 0 |
| 投資有価証券評価損 | 11 | — |
| 投資有価証券売却損 | 0 | — |
| 税引前当期純利益 | 2,056 | 1,738 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 579 | 537 |
| 法人税等調整額 | 75 | 31 |
| 法人税等合計 | 654 | 569 |
| 当期純利益 | 1,401 | 1,169 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 逸見宗義 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 逸見宗義 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びアーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

ナラサキ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 昌史 ㊞

常勤監査役 山 崎 洋 幸 ㊞

社外監査役 湯 尻 淳 也 ㊞

社外監査役 大 瀧 敦 子 ㊞

以 上

株主メモ

| | |
|--------------------------------|--|
| 事業年度 | 4月1日～翌年3月31日 |
| 定時株主総会 | 毎年6月 |
| 配当の基準日 | 3月31日および中間配当金の支払を行うときは9月30日 |
| 株主名簿 管理人 特別口座の 口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 同連絡先 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 公告の方法 | 電子公告 公告掲載URL http://www.narasaki.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします) |

- 住所変更、単元未満株式の買取りその他各種手続きのお申出先につきましては、株主様が口座を開設している証券会社にお問合せください。
なお、特別口座に記録された株式に関する各種手続きは、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。
- 未受領の配当金のお支払につきましては、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社本支店でお支払いいたします。

ホームページ／IR情報のご案内

当社に関する最新動向や情報をお伝えしています。
TOPページ <http://www.narasaki.co.jp/>
IRページ <http://www.narasaki.co.jp/ir/>

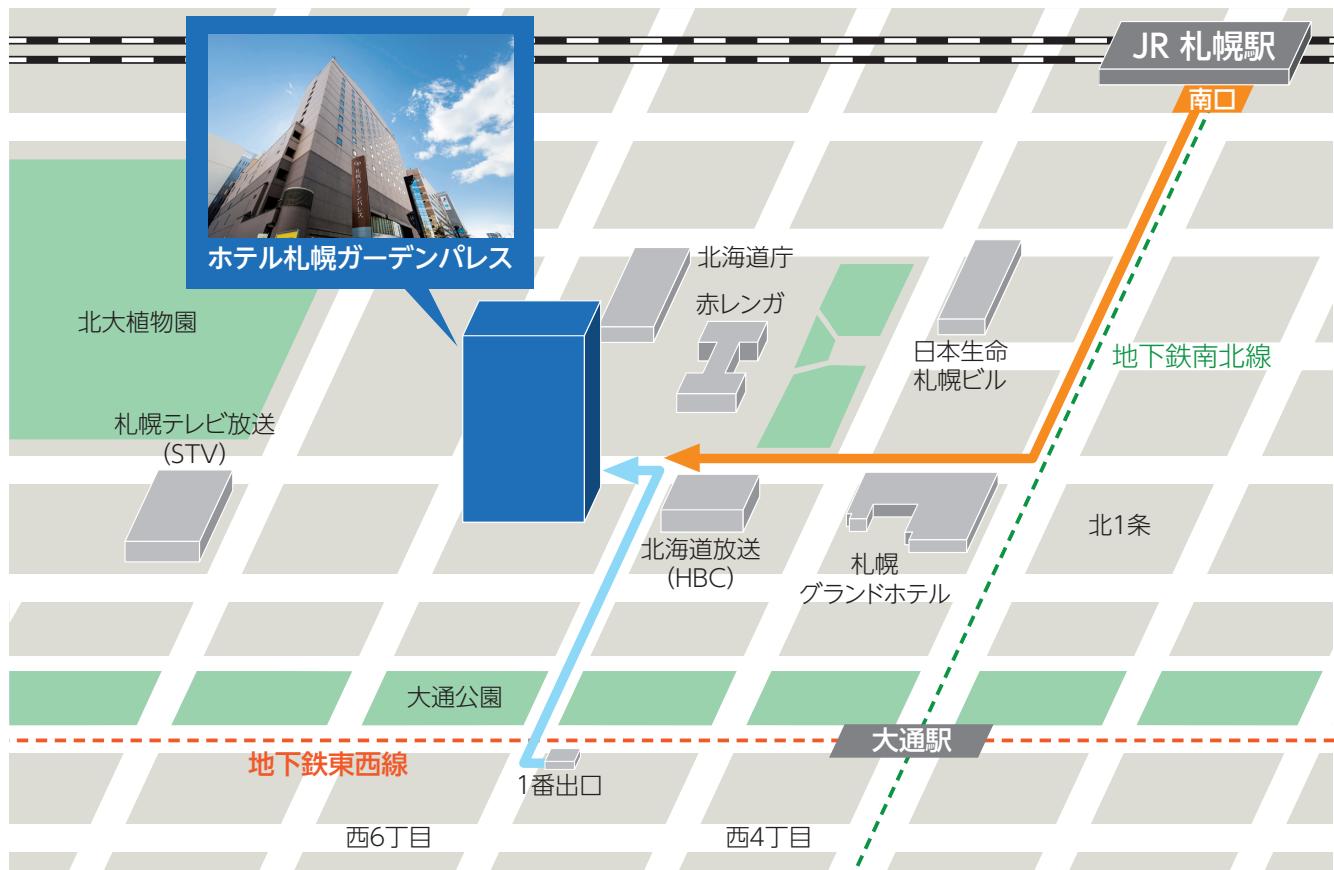


株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」

交通 | JR札幌駅より 徒歩7分
| 地下鉄大通駅より 徒歩5分

お願い 駐車場のご用意はしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。